

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、羽生都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

## I. 羽生都市計画区域における位置等

羽生都市計画区域に含まれる土地の区域は羽生市の全域で、都心から約60km圏にあり、埼玉県の北東部に位置しています。

### 【羽生市：3・4・3駅前大通線】

当該路線は、羽生駅東口を起点として、羽生市の中心市街地を横断し、市道0125号線へ至る延長約1,910m、幅員16mの幹線街路です。

## II. 変更の必要性

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する社会状況の変化に伴う都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・3駅前大通線については、一部区間の幅員を縮小するとともに、車線数を決定することとしました。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」（平成24年12月）に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに羽生市決定として定めます。

### 【変更理由】

本路線は、接続する都市計画道路が廃止されたことに伴い、必要性、構造の適正さを再検証した結果、廃止された都市計画道路との交差点部において右折帯が不要となったため、一部区間の幅員を縮小するものです。

## III. 変更の内容

名 称	延 長	車線の数	幅 員	内 容
3・4・3駅前大通線	約1,910m	2	16m	・ 一部区域の変更 ・ 車線数の決定 ・ 駅前広場の分離

## IV. 関連する都市計画

道路（羽生市決定）